

「不在者投票」の方法について

羽生市の選挙人名簿に登録されている方が出張、旅行、転出等のために市外に滞在、居住している場合の不在者投票の方法は、以下のとおりです。

投票用紙の請求から投票記載まで	
手順 1	「請求書兼宣誓書」を記入し、郵送で羽生市選挙管理委員会に投票用紙等の請求をおこなってください。
手順 2	羽生市選挙管理委員会は、ご記入いただいた「請求書兼宣誓書」により名簿登録状況を確認して、送付先の欄に記載された住所へ投票用紙等を郵送します。
手順 3	送付された投票用紙等には何も記載せず、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へそのままお持ちください。そこで不在者投票を行うことができます。 なお、不在者投票は投票日当日は行うことができませんのでご注意ください。
手順 4	選挙管理委員会職員の指示に従って投票用紙に記載してください。 ※今回は参議院埼玉県選出議員選挙 参議院比例代表選出議員選挙 の2つの投票があります。 以上で不在者投票は完了です。 不在者投票を行った選挙管理委員会が羽生市選挙管理委員会に投票済みの不在者投票用紙を郵送します。
注意事項	
注意 1	メールやFAXでの請求はできません。必ず郵送でご請求ください。
注意 2	開けてはいけない封筒が入っておりますので、これを開封しないでください。
注意 3	投票用紙にあらかじめ候補者の氏名を記載してはいけません。
注意 4	滞在先で不在者投票ができるのは、投票日の前日までです。事前に投票ができる場所・時間を確認してから不在者投票にお出かけください。
注意 5	滞在地が遠隔地の場合は、投票用紙等の郵送等に日数がかかりますのでお早めに手続きをしてください。

※不在者投票用紙等交付請求書兼宣誓書の送付先

〒348-8601

埼玉県羽生市東6丁目15番地 羽生市選挙管理委員会 宛

連絡先：羽生市選挙管理委員会

048-561-1121(内線231)